

事 務 連 絡  
令和元年 10 月 15 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

### 医療機器の添付文書の記載例について（その9）

医療機器の添付文書の記載要領については、「医療機器の添付文書の記載要領の改正について」（平成 26 年 10 月 2 日付け薬食発 1002 第 8 号厚生労働省医薬食品局長通知）、「医療機器の添付文書の記載要領（細則）について」（同日付け薬食安発 1002 第 1 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）及び「医療機器の使用上の注意の記載要領について」（同日付け薬食安発 1002 第 5 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）により示したところです。今般、一般社団法人 日本画像医療システム工業会において、下記の品目群の添付文書に関する記載例が作成され、当課宛て提出されましたので、別紙のとおり情報提供いたします。

については、貴管内の製造販売業者において浸透が図られるよう、周知方御配慮願います。

なお、同旨の事務連絡を関係団体宛てに送付していることを申し添えます。

### 記

#### 1. 放射線治療計画プログラム

プログラム 02 疾病治療用プログラム  
高度管理医療機器 放射線治療計画プログラム (40887003)

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

**【警告】**

当該医療機器の使用範囲内において、特に  
危険を伴う注意すべき事項を記載すること。  
記載すべき内容がない場合は項目ごと削除

**【禁忌・禁止】**

当該医療機器の設計限界又は不適正使用等、  
責任範囲を超える対象及び使用方法を記載  
すること。  
記載すべき内容がない場合は項目ごと削除

**【形状・構造及び原理等】**

当該医療機器の全体的構造が容易に理解できるように、  
原則、イラスト図、構成図等を示すとともに、当該医  
療機器が機能を発揮する原理・メカニズムを簡略に記  
載すること。

**【使用目的又は効果】**

承認を受けた使用目的又は効果を記載すること。

**【使用方法等】**

使用方法等について記載すること。なお、組み合わせ  
て使用する医療機器がある場合は、その医療機器に対  
する要求事項又は組み合わせて使用可能な医療機器に  
ついて記載すること。

〈使用方法等に関連する使用上の注意〉

- 放射線治療計画（以下、「治療計画」とする）の作成  
時、線量分布に関しては、空間的配置が適切か、積  
算線量が正しく計算されているか、計算面の移動を  
適切に反映しているかなど、手順を決めて確認する  
こと。
- 本品をインストールした機器に接続する他社製の外  
部機器は、接続テストをしたものを使用すること。  
指定された機器以外を接続した場合、所定の性能を  
満足しない恐れがあるので、指定機器以外に接続し  
ないこと。
- 複数のユーザーが同時に同一の患者データを編集し  
ないこと。
- 他の画像処理システムで作成された画像に基づき治  
療計画データを作成する場合は、画像のキャリブレ  
ーション状況を定期的にチェックし、必要に応じて  
修正すること。
- 線量分布計算を意図した通り行うために、適切な CT  
値相対電子密度変換テーブルを使用すること。

上記のうち、該当する項目を記載する。

**【使用上の注意】**

〈重要な基本的注意〉

- 1) 使用する前にコミッショニングを実施すること。  
施設において、適切な Quality Assurance 手順を  
確立して、本品を使用すること。
- 2) 本品に適切なデータが入力されていることを確認  
すること。
- 3) 計画線量に対するモニタユニットの計算について  
は、その計算結果の妥当性を独立した他の手段を  
用いて確認すること。  
各製品仕様に応じて記載する。
- 4) 治療を行う前に、治療計画が適切であることを確  
認すること。完了済みの治療計画に変更が起きる  
のを防ぐため、治療計画を承認すること。
- 5) 治療計画の作成および患者治療前の治療計画の評  
価に使用するすべての患者の構造（ターゲット構造  
と重要な構造）の精度と配置について、医師がレビ  
ューすること。

〈相互作用（他の医薬品・医療機器等との併用に関す  
ること）〉

該当する場合は記載する。

〈不具合・有害事象〉

該当する場合は記載する。

〈その他の注意事項〉

- 誤って患者の解剖学的定義が変更されたり、未完成  
の構造を使用してしまうことを防止するため、セグ  
メント化の完了後は必ず構造と画像の承認を行うこ  
と。  
該当する場合は記載する。

**【保守・点検に係る事項】**

記載すべき内容がない場合は項目ごと削除

**【主要文献及び文献請求先】**

記載すべき内容がない場合は項目ごと削除

**【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者（選任製造販売業者を含む。）の氏名又は名  
称を記載すること。また、製造販売業者以外の製造業者が  
主たる設計を行う場合にあっては、当該製造業者の氏名  
又は名称を記載し、外国製造業者である場合はその国名、  
製造業者の英名を記載すること。

〔販売業者（販売店）〕

|  |
|--|
|  |
|--|